

◎新潟県告示第842号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年7月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 山島地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年7月20日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区山島 他